

第 67 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 27 年 3 月 17 日 (火) 15 時 00 分～17 時 10 分

2. 場 所 本庁舎 1 号館 14 階 AV1 会議室

3. 出席者

(1) 審議会委員 (敬称略・五十音順)

北川学、北村新三、坂口晃司、竹内由美、千木良悦子、灘本明代、西村裕三、服部孝司、藤浪芳子

(2) 実施機関の職員

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長

こども家庭局こども企画育成部総務課長

住宅都市局計画部総合交通政策担当課長

行財政局主税部固定資産税課長

市民参画推進局参画推進部区民サービス向上担当課長

市民参画推進局市民情報サービス担当部長 ほか

(3) 事務局の職員

市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当部長、市民情報サービス担当課長、

企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか

(4) 傍聴者

なし

4. 議 題

(1) 審 議

①後期高齢者医療保険料滞納者の滞納整理のための市税情報の利用について

②多子世帯及びひとり親家庭向けプレミアム付商品券の発行に伴う住民基本台帳データ等の提供について

③神鉄シニア利用促進パス事業に係る住民基本台帳データの利用と電子計算機処理について

④固定資産税賦課業務に係る建築計画概要書情報の電子計算機処理について

⑤電子申請受付システムを利用した情報公開請求の受付について

⑥住民基本台帳ファイルへの情報項目の追加・住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①後期高齢者医療保険料滞納者の滞納整理のための市税情報の利用について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、後期高齢者医療保険料滞納者の滞納整理のための市税情報の利用について、条例第 9 条 (利用及び提供の制限) に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づ

き説明がなされた。

- 委員 それでは、ただいまの説明を受けて、ご質問ありますでしょうか。
- 委員 「システム上の保護」の②でデータはサーバ又はホストで管理し、外部記録媒体に保存できないとありますが、端末機側ではどうなのでしょう。端末機でも保存できない仕組みであれば、記載していただいた方が良いのではないのでしょうか。
- 国保年金医療課 記載するようにいたします。
- 委員 対象者の約 400 名ですが、後期高齢者医療保険料滞納者で滞納額や滞納期間が一定以上のものが、約 400 名ということでしょうか。
- 国保年金医療課 滞納者は全体で 3,000 名強ですが、その中で債権管理の対策をとる対象者が 26 年度は 400 名ほどアプローチをしましたので、それを今回も見込んでいる状況です。
- 委員 その対象者の要件で、滞納額や滞納期間が一定以上に達した者というのは、具体的にはどの程度ですか。
- 国保年金医療課 平成 26 年度は滞納額では 10 万円以上を対象としております。
- 委員 期間はどうか。
- 国保年金医療課 保険料の時効が 2 年ですので、最大で 2 年となります。
- 委員 高所得の方というのは、かなりおられるのですか。
- 国保年金医療課 はい、おられます。
- 委員 年金はもらっていないというか、年金の額が少ないということですね。高所得なのに。
- 国保年金医療課 年金が少なくても不動産収入や給料があるとか、年金が少なくても他の収入が多い方は当然保険料がかかりますので、そういう方は年金からは引ききれません。

- 委員 員 あとの方はどうするのですか。滞納者は約 3,000 人おられて 400 人は対象者で何らかの対策をとられて、残りの 2,600 名ほどは。
- 国保年金医療課 まず、督促状というハガキ、その 3 か月後に催告状のハガキが届きまして、電話番号がわかる方であれば、電話でもご案内して、その後、文書を送ったりということをするのですが、滞納処分となりますと手間もかかりますので、ある程度、徴収の見込みがある方といいますか、収入のある方で滞納額の大きい方ということで 400 名に絞っております。
- 委員 員 それ以外の方は徴収しないのですね。
- 国保年金医療課 電話による催告までということになり、納付を促すということはやっております。
- 委員 員 そこまでですね。
- 委員 員 冒頭で、昨年 3 月に当審議会に諮問された案件と同じという話がありましたが、全く同じならば二度も諮問する必要はないのですが、何が違うのですか。
- 国保年金医療課 まず、制度上、保険者が違っております。国民健康保険の保険者ということと、75 歳以上を基本対象とする後期高齢者医療の保険者ということで保険者が違うということになります。
- 委員 員 後期高齢者の医療に係るものが今回初めてということですね。全く同じ案件と言われたので、同じことを、なぜ、二度かけたのかなと思ひまして。
- 国保年金医療課 情報を共有する行為が同様という意味です。
- 委員 員 他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは答申案をまとめたいと思います。
- 後期高齢者医療保険料の滞納者の滞納整理のための市税情報の利用については、当該市税情報を利用することにより、後期高齢者医療制度に係る債権管理担当職員が、給料等の支払い情報や滞納者に係る財産情報等を効率的に把握し、自主納付の働きかけや債権差し押さえを行うことができるため、滞納後期高齢者医療保険料の滞納の解消が促進され、あるいは市民負担の公平性の確保の観点から、公益に資するものと認められます。また、

個人情報の保護措置も十分になされるということですが、先ほど意見のありました端末機の件で記載を直していただくということで、その上で個人情報の措置も徹底されるということで、本審議会の意見としては妥当だと思います。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

②多子世帯及びひとり親家庭向けプレミアム付商品券の発行に伴う住民基本台帳データ等の提供について

こども家庭局こども企画育成部総務課から、多子世帯及びひとり親家庭向けプレミアム付商品券の発行に伴う住民基本台帳データ等の提供について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 それでは、ただ今の説明についてご質問がありましたら、よろしくお願いたします。

○委員 これは郵送されるのですか。

○総務課 割引券を郵送して窓口でその割引券を提示することで、通常1万円のところを8千円で購入していただけるという流れを考えております。

○委員 その際に、あなたはこういう理由なので割引なのですよという文言はつけられるのですか。

○総務課 ひとり親家庭と多子世帯ということで送付させていただきますので、具体的な案内文はできていませんが、ひとり親家庭と多子世帯の方について、一般よりさらに割引率の高い割引券を活用していただくことにしていますということで、例えば、あなたはひとり親家庭なので送っていますというよりも、多子世帯及びひとり親家庭向けのプレミアム付き商品券を用意していますということで案内することになると思います。

○委員 これまで、こういう形で何か郵送されるといった前例はあるのでしょうか。全く初めてなのでしょうか。

○総務課 消費税が8%に増税された関係で、子育て世帯に対する応援金ということで一世帯当たり1万円の支給という事業をしています。その場合は対象と

なる方に申請書を郵送しており、そういう事例はありますが、プレミアム付き商品券の割引券を送るという事例はありません。類似の事例はありませんが、商品券に関するものは初めてになるろうかと思います。

- 委員 受け取られた方が不審に思われたり、そういう懸念がありませんか。
- 総務課 そのあたりは、十分他の広報媒体も活用したいと思っております。また、このプレミアム付き商品券については、現在、担当局の方でネーミングを市民の方から募集するというのを、PRも兼ねて実施しております。実際に販売になる夏頃までには、十分周知できるように広報に努めていきたいと思っております。
- 委員 住基データの項目についてですが、この書類を送るのに不要と思われる情報もあるのですが、これは切り分けることができないので、このようになっているのですか。例えば、本籍地とか前住所とか結構いらぬものが入っているように思うのですが。
- 総務課 本籍地については、例えば世帯で6人の子供がいる場合で、世帯情報だけで抽出すると割引引換券は1セット3枚送付ということになりますが、例えば本籍地を見ることにより、一つの世帯に家族が2つでそれぞれに子供が3人というようなことが分かれば、それぞれの家族に割引引換券を郵送できるということもあって、そういった情報をいただきたいと考えております。
- 委員 ちょっと理解できないのですが、今の理由と本籍地とは結びつかないと思うのですが。世帯が2つあるかないかということは、本籍が一緒かどうかとは関係ない話ですよ。本籍が一緒かもしれないし、そうではないかもしれないし、分からないですよ。異動理由とかそういったものとか必要なのですか。それともデータとして一括でとらないと取れないので、これだけのリストがあるのですか。
- 区政振興課 提供側の区政振興課です。もともと給付自体は世帯単位でされるということだったのですが、今、説明があったようなケース、住民票上、祖父が世帯主で、長男夫婦、二男夫婦が同居という形で子どもが3人ずつおられる家の場合、戸籍の筆頭者をベースとした戸籍に子が3人いることを確認できれば、世帯とは別に、家族として有利になるように追加の給付をする趣旨であるということでしたので、戸籍の情報について提供可能であろうと

ということで、提供側の諮問をさせていただいております。住所の異動があった場合には追跡したいということでしたので、異動の理由についても合わせて提供可能であろうということです。

- 委 員 異動理由もいるのですか。
- 区政振興課 ほとんどが転居だとか、前後の情報について確認をしたいという趣旨でしたので。出生とかはあまり意味がないと思うのですが、専ら住所の異動に伴う転居について照会したいという趣旨だと伺っております。
- 委 員 この中の情報が実際どのように使われるのかとか、すべてが必要なのか、住民台帳の制度を理解していないので分からないのですが、このリストにあるもので一般的にみると、これは不要なのではないかと思われるものも精査されて、このデータは世帯を分けるために必要だとか、議論された上でリストアップされているということによろしいでしょうか。
- 区政振興課 項目として絞らせていただいております。おっしゃられたように一括でないデータが提供できないというわけではなく、項目については一覧をお示しして、必要なものを選んでいただいて絞った結果、このようになっております。
- 委 員 世帯という概念よりも家族という概念ですか。
- 区政振興課 伺った趣旨としましては、住民票上は一つにしているけれども、親子関係として二つ入っている場合は有利に考えていいのではないかとということです。
- 総務課 本来であれば、個別の家庭に今回このような事業をやりますのでということで申請書をお送りし、申請いただいてその内容を審査させていただいたうえで、割引引換券をお送りするという手続きをするところですが、今回の商品券は、発行から3か月程度という短期なものですので、こちら側から予めお送りすると。そうしますと基本的には住民台帳の住民情報でお送りするのですが、住民票は一本だけれども、例えば兄弟で兄のところも子供が3人いるが、弟のところにも子供が3人いるのだという、多子世帯なり、ひとり親家庭の応援策というのであれば、自分のところも適用されるのではないかという申し出がなされるということが想定されますので、そういった場合にこういった情報で確認させていただいて、対象の方である

と認めて問題ないということであれば、あらためて追加の対応も視野に入れるということです。

○委員　　そういう趣旨でいけば、在留資格や在留期限というのはどういう趣旨ですか。

○総務課　　在留資格、在留期間については、7月頃に割引引換券の郵送を予定しておりますが、抽出のテストや重複の世帯の削除の作業など、どれだけ時間がかかるのかといったことがありますので、データの抽出と実際の発送の間に期間があります。抽出した時点でいらっしゃっても、発送の段階でいらっしゃらないということもありますので、情報をいただきたいと考えております。

○委員　　本来でしたら、神戸市で商品券を販売するので買ってください、とお知らせするだけでよいものが、多子世帯やひとり親家庭については少し割引があるものがありますよと広告を出すだけではなくて、わざわざ家に送ることになりますので、その割引引換券が悪用されてはいけないということで、きちんと届けたいということで、こういうことになると思うのですが、反対に、そこまでする必要があるのかなと思ったりとか、趣旨的なところは、今、説明をいただいたので分かるのですが、言葉が悪いですが、短期間で行う事業だからという理由で情報を好きなだけ取れるというか、こんな情報までとるのか、とる必要があるのかと、別の疑問がありましたので。

○委員　　多子世帯、ひとり親家庭の情報というのは、既にわかっていますよね。ばらばらにしてもあるわけですよ、いろいろなデータというのは神戸市で全部つかんでいますよね。その中でこのために多子世帯とひとり親家庭の情報をまとめようとしているという考えでよろしいですかね。初めてやるわけではないですよ。もうすでに神戸市のデータベースで持っていますよね、多子世帯、ひとり親家庭というのは。

○総務課　　それぞれはデータとしては住民基本台帳等にありますがけれども。

○委員　　あるのですね。この目的のために集める、まとめるということですね。

○総務課　　この度は、多子世帯として、一つの定義としては18歳までの子供を3人以上養育されている家庭と一定の条件を付けておりますし、ひとり親の世帯につきましても、児童扶養手当受給世帯ということで低所得の方というこ

とで限定しております。

○委員 児童扶養手当というのは何ですか。

○総務課 児童扶養手当はひとり親家庭の方、離婚された方や死別された方などひとり親家庭になられた方に対する国の制度の手当になります。こちらの方は所得制限等がありまして、一定所得以上の方は、資格はあるけれど、手当は受けられない。今回、プレミアム付商品券発行の対象の方というのはこの所得制限にかからない、ある程度所得の低いひとり親家庭の方ということで提供させていただくこととなります。

○委員 所得も分かっているわけですね。

○総務課 そうですね。児童扶養手当を受けるために、受給者の皆さま、資格者の方の同意をいただいて、市税の情報をいただいております。あくまでも手当の情報としてもらうこととなりますので、今回のプレミアム付商品券を送るために児童扶養手当の情報を使いたいということで、諮問をかけさせていただいております。

○委員 冒頭で商品券発行の説明がありましたが、これは国の施策ですね。それで多子世帯とひとり親家庭に引換券を送るとするのは、神戸市独自の施策ですか。

○総務課 国の交付金ということで、国費を地方の消費拡大に向けるために予算をいただいた中で、国が示しました一つのメニューとして、プレミアム付き商品券発行事務というのがありました。対象の世帯として多子世帯やひとり親家庭を特に優遇する制度というのは神戸市の方で制度化したものです。

○委員 他都市の状況はどうですか。

○総務課 他都市におきましても、同様のかたちで多子世帯、例えば3人以上子供がいるところは優遇しようということを導入している市もありますし、それは各都市で状況は異なりますが、今回説明しましたのは神戸市の方で考えたものです。

○委員 この事業を実施する上で裁量があって、いろいろな対応があるわけですね。この神戸市と同じようなやり方を実施している市というのは多いのですか。

○総務課 制度の手続きと申しますか、割引券を郵送するといったところまでは確認できておりませんが、政令市においても福岡市などは、多子世帯向けのプレミアム付き商品券の発行を予定しているということを聞いていますし、札幌市や京都市では多子世帯というよりは、子どもの数が多いところには、例えば一人ではこういったプレミアム、二人ではもう少し優遇しようといったことの制度化を検討されているというような動きを聞いています。多子世帯、特に少子化対策ということも地方の活性化の趣旨にございますので、子育て中の世帯に対する支援策というのは、各都市で検討がされていると聞いております。

○委員 いろいろ意見をいただきましたが、そろそろ答申をまとめたいと思います。この多子世帯あるいはひとり親家庭を優遇するという施策は、神戸市独自でされるということは今確認しました。住民基本台帳システムあるいは福祉情報システムから多子世帯やひとり親家庭の情報を得て、対象者に対して迅速かつ正確に引換券を送付するということなのですが、そのような情報まで必要ないのではないかという意見もありましたが、運用としましては対象者に有利になるように活用するということです。住民基本台帳上は同一世帯なのですけれども、その中に家族としていくつかの家族がいて、そこにそれぞれの子供がたくさんいるという状況であれば、分けて対象とするといった運用を考えているということで、その辺の事情まで考えるとかなり詳細な情報が必要になり、このような仕組みになっているということなのですが、国の地方創生の施策の一環で、それに加えて少子化対策という面も加えたいという目的は、公益に資すると認められます。個人情報保護措置としましては、非常にデリケートな情報も入っておりますので、十分に慎重に取り扱っていただきたいと思います。結論としましては妥当としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それではいろいろ個人情報の取扱いについて、慎重なご意見が出ましたので、それを十分踏まえた上で運用していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

③神鉄シニア利用促進パス事業に係る住民基本台帳データの利用と電子計算機処理について

住宅都市局計画部計画課から、神鉄シニア利用促進パス事業に係る住民基本台帳データの利用と電子計算機処理について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び、条例第

11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明について、ご質問ございましたらお願いいたします。
- 委員 利用開始年度が平成 27 年度で、実施期間は 1 年間の限定なのでしょうか。
- 計画課 1 年間で有効期間で、その間の好きな 10 日間が使用できるという券です。
- 委員 平成 28 年度以後もこの事案は継続していく予定なのですか。
- 計画課 制度を随時見直して、やっぴいこうと考えております。
- 委員 まず予算化して実施していくというわけですね。ひとつ前の審議のところでも質問があったのですが、必要なのですかね。必要性和効果のところでも限られた期間で周知を行う必要があつてということで、対象者全員に郵送するということですね。先ほどの場合だと本当に 3 か月という限定の期間の中でプレミアム付き商品券をお送りすると、本当に限定的な期間なのでやむを得ないのかなと思つたのですが、今回は 1 年間あるというところで期間としてはわりと長めかなと思うのですが、限られた期間に周知する必要があるから個人情報を利用するというのも、腑に落ちないのですけれど。
- 計画課 1 年間有効ですので、できるだけ早い段階から利用いただくのが良いかなと思つております。販売開始から 1 年間有効ですので、例えば 5 月から販売開始ができるとすれば、5 月の当初から手元に届くのが望ましいと考えており、住民基本台帳のデータをいただいて、早期に対象となる方に送りたいと考えております。
- 委員 効果とかは分かるのですが、この審議会で言うことではないかもしれないのですが、要は、周知が図れて利用促進ができれば良いというのが大きな目的なのですね。神戸電鉄をシニアの方に利用拡大するという意味では神戸市から送らなくても、いろいろなところで告知や宣伝をして、例えば販売所で身分証を出せば、券を買えるという方法もありますよね。
- 計画課 販売引換券を持って行って実際に買っていただくと。

- 委員 　　そこを販売引換券でやらなきゃいけないという必要性が、腑に落ちないのですが。
- 計画課 　　これは枚数に上限を設けておりますので、1枚3,500円で10日間フリーパスというのを、年間4枚分の引換券を付けるようなことを考えております。実際この方が4枚分買われたのか、5枚目を買おうとされているのか、その段階でチェックしたいと考えております。
- 委員 　　神戸電鉄の維持、存続を図るためにシニアの方に乗っていただくということですよ。もしこの企画がなかったら、シニアの方は乗れないのですか。目的が神戸電鉄の維持、存続を図るためとありますので、ここで言うべきではないかもしれないのですが、シニアの方に安く利用していただくためというのなら分かるのですが、神戸電鉄の存続がこれで図れるのですかね。また、逆にこれがなかったら、シニアの方は乗らないのですかね。
- 計画課 　　神戸電鉄というのは、西北神地域を走っている唯一の鉄道であるということで、維持、存続を図っていくのは大事なことと考えております。さらにたくさん利用していただかないと、長期的に見て維持、存続していくことは難しいので、一つの利用促進策として高齢の方にも利用していただくきっかけにしていいただければいいかなと思っています。
- 委員 　　こういうお得なフリーパスが無ければ、シニアの方は乗らないのですかね。
- 計画課 　　さらに利用していただきたいという思いです。実際、通常はパスが無くても利用される方は利用されると思います。
- 委員 　　乗らなければいけない方は乗ると思うのですが、その人たちに安く乗ってくださいというのなら目的もわかるのですが。何人乗られるかわからないのですけれど、維持、存続を図るためというのがピンとこないのですが。
- 計画課 　　さらに乗っていただくことで、料金収入が増えて、維持、存続につながっていくと考えております。
- 委員 　　個人情報保護審議会としての立場からすると、趣旨そのものについて疑問があつてと各委員がおっしゃっていて、例えば、市営地下鉄で正月3日間、フリーで乗れますよという券を駅で販売していますよね。それは先着で売り切れたら終わりで販売されていますけれども、これは利用するのは沿線

住民だと思うのですね。東灘区、灘区の方というのは、有馬温泉でも行く用事でもない限り、使わないと思います。やはり日頃沿線にお住まいの方で、神戸電鉄は運賃が高い、それで三宮に出るのにすごくお金がかかってしまうので、できるだけ利用促進しよう、手助けしようという趣旨はよく分かるし、使ってもらったらいいと思うのですけれども、それならば各駅において身分証を見せて、そこで買ってもらって使ってもらおうというくらいでいいと思います。これを東灘区から全区の70歳以上の方に郵送するというのはオーバーじゃないかなと思います。全然神戸電鉄を利用しないような方まで全部郵送しないといけないのか、それなら利用する方が駅で購入できるようにするくらいで良いのではないかということが素朴な疑問です。これはこの審議会とは趣旨が違うので、このくらいにしておきますが。

○委員 私も北区に住んでいて神戸電鉄を使っているのですが、やはり、高齢の方には神戸電鉄は料金が高いので、バスの方が料金が安いということで、時間はかかるけれども、バスに乗って三宮へ行かれたりするのですね。今回、神戸電鉄のこういうバス事業があるようですよという話を聞いて非常に楽しみにしておられます。それはやはり高齢の方のことを思って、してもらっていると思っているのに、実は目的が神戸電鉄の維持、存続ですよとなると残念だなと思います。それに神戸市内全域となりますと、利用するのは西区、北区となりますので、そこまでする必要があるのかなと思います。

○委員 当審議会の審議事項との関連で言いますと、個人情報の利用が公益に資するということが要件になっておりますので、公益の中身ですよ。もちろん公共鉄道ですから、公益性のある事業には間違いはないのですけれども、やはり特定の企業を維持、存続するためだということを一番持ってきて、シニア層に対する福祉施策の側面に対しては二の次みたいな書き方ですよ。ですからシニア層の方の便宜を図るといいますか、そういう高齢者向けの福祉施策の側面というものを強調してもいいような気がするのですけれども。もともとそれは二の次なのですか、神戸電鉄を支援するというのが目的なのですか。

○計画課 公共交通ネットワークを維持するというのが大きなポイントです。たくさんの方にご利用いただいて、公共交通ネットワークを維持していくというのが公益性としても理由になるのかなと考えております。

○委員 では、なぜ、シニアに特定するのですか。シニアでなくても良いのではないのですか。全部どなたでもどうぞ、フリーパスを買っていただいたら、

子ども連れでもだれでも使えますよといった方が、利用者は多いと思うのですが。なぜシニアというくくりをするのか、ここの目的からすると分からないのですが。

○計 画 課 通勤通学以外の時間帯にご利用いただけそうな層としまして、シニア層に着目して、この施策を行っていかうとしております。

○委 員 敬老パスの変形ではないのですか。市内の方は市バスに乗る機会も多いですが、北区にいますと市バスに乗ることはありません。もともとそれは市長の政策に出てきた話だと思うのですが。

○委 員 確かに神戸電鉄の料金が安いというのは、市長にも結構届いていると聞いています。

○委 員 それでその政策が出てきたと理解していたのですが。私も北区に住んでいるのですが、市バスや地下鉄は乗ることはありませんから。北区の方は今の敬老パスは全然使う機会がありません。

○委 員 なぜシニアというくくりをするのか、よく分からないのですが。敬老パスは分かるのですけれども。

○委 員 敬老パスの変形で出てきているので。

○委 員 高齢者に対する福祉政策面をもう少し強調してもらいたいですね。

○委 員 もともと福祉施策の補強だと思うのですが。

○委 員 そうすると公益性ということは十分補えると思うのですが。事業の目的がはっきりと神戸電鉄の維持、存続を図るためと書いてあるので、その辺がね。

○計 画 課 高齢者に出かけていただく機会を増やして、潜在需要を喚起するという意味合いもあるのですけれど。

○委 員 今いろいろご意見が出ていますように、公益性の中身にこだわっていらっしゃるの、我々が公益性のために個人情報利用を認めるという点では、高齢者に対する福祉政策の側面をもう少し強調していただいた方がよいの

ではないでしょうか。公益性では住民基本台帳情報利用の必要性と効果のところ、地域における公共交通の維持、活性化を言われていますし、購入者情報の電子計算機処理の必要性と効果のところでは、今後の公共交通施策の総合調整、立案に活用できる、つまり利用者の情報を分析することによって、こういったことに活用できるのだということをおっしゃっていますので、こういったことをもうちょっとしっかりと目的の中に入れていただきたいと思います。目的にただ神戸電鉄の維持、存続を図るためとしか書かれていませんので、そういう印象を受けて、皆さんは抵抗をもっていらっしゃるようなので、そういうことだけではなくて、高齢者の交通の便宜を図るのだという福祉施策の側面と、地域の公共交通の維持、活性化とか、交通政策の総合調整の立案に将来活用するのだといったそういうことも含めて目的に入れていただいたら、公益のために個人情報を利用するという点では納得していただけるのではないかと思います。そういうことでいかがでしょうか。そういう目的のためだということで、住民基本台帳情報を利用することは公益に資する、あるいは電子計算機処理が不可欠であると認められるということですね。目的の設定の仕方を少し変更してもらおうということで。

○事務局 資料の変更を前提に答申いただくということですね。

○委員 事業の目的について、公益性についてももう少し十分な説明をしてほしいということを今具体的には申し上げましたが、そういう点で公益のための利用であるということをしっかり強調していただいて、さらに個人情報の保護措置も徹底していただくということで妥当としたいと思いますが、そういう形によろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それではそういう形にしたいと思います。よろしく願いいたします。

④固定資産税賦課業務に係る建築計画概要書情報の電子計算機処理について

行財政局主税部固定資産税課から、固定資産税賦課業務に係る建築計画概要書情報の電子計算機処理について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ご質問がありましたらお願いいたします。

- 委員 員 そもそも未登記というのは構わないのですか。
- 固定資産税課 不動産登記法上は登記の義務があると書いてあるのですが、具体的な罰則規定はありませんので、これは法務局の所管になるのですが、現実には小規模の建物であるとか農家住宅で敷地内に別棟を建てたりとか、こういうところで登記されない例が時々あります。
- 委員 員 それが4,500件もあるのですか。
- 固定資産税課 4,500件は建築概要書の全件です。この内の多くは登記されることになると思いますので、その差分をいただきたいということです。
- 委員 員 記載の問題だけだと思うのですが、イントラネットを使われるということで簡易的に書かれているかと思うのですが、コンピューターウイルスからの感染を防止するとあるのですが、どうやって防止するのか書かれていなくて、他の案件の分を見ると最新のセキュリティソフトを導入してといったようなことが書かれているのですが。
- 固定資産税課 単に記載の不備です。同じシステムを使っておりますので、同じようにセキュリティソフトが入っております。
- 委員 員 記載された方が良いかと思います。
- 委員 員 現在、建築主から提供される建築計画概要書というのは、紙ベースなのですね。それを電子情報化するというので、それは文書管理・電子決裁システムの中に入るのですか。
- 固定資産税課 情報そのものは建築調整課の方で情報として持っているものを、そのまま文書管理・電子決裁システムを通じて送付してもらうということです。
- 委員 員 建築調整課において、データベース化して持っているものを電子計算機処理することの申請ということですね。この件についてご質問はありませんか。それでは答申をまとめたいと思います。
建築計画概要書情報を電子計算機処理することで、迅速かつ効率的な固定資産税の賦課事務が可能となり、課税の公平性がさらに図れることから公益に資するものであると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては妥当といたしました

いと思います。

○委員 異議なし。

⑤電子申請受付システムを利用した情報公開請求の受付について

市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課から、電子申請受付システムを利用した情報公開請求の受付について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 この概要にある「住民関係」等は既に動いているのですか。

○市民情報サービス課 この電子申請受付システムそのものは既に動いており、今回それを活用しようというものです。

○委員 これを使って情報公開請求の受付を電子化しようということですね。それで本人の確認はどんな方法でやるのですか。

○市民情報サービス課 住民票の写しの交付の申請など本人確認が必要な手続きは電子証明が必要になっております。今回の情報公開請求については、何人でも申請できるものですので、電子証明が不要なものとなっています。

○委員 住民票等の申請は電子証明が必要ということですね。普通の方はすぐには使えないですね。事前に手続きしておかないと使えないということですね。

○委員 今質問のあった、住民票等の申請は、住基カードが必要なのですか。

○市民情報サービス課 住基カードが必要となります。

○委員 他にどうでしょうか。ご質問はございませんか。

○委員 この電子申請受付システムの利用をしている人というか、利用できる人が今回の情報公開請求もできるということですか。

○市民情報サービス課 このシステムに登録いただくと、そのページから情報公開請求ができること

ということです。

- 委員 最初にこのシステムに入らないといけないということですね。
- 委員 他人の名前を使って情報公開請求する人はいないでしょうか。
- 市民情報サービス課 なりすましというのは実務経験上ありません。ある人には公開、ある人には非公開といったものではなく、どの人にも同じ答えを返す制度ですので、他人になりすまして請求する意味がないと思います。
- 委員 電子申請受付システムを利用する前提として、住基カードが必要なのですね。違いますか。
- 区政振興課 住民票の写しなどの交付を受ける、本人確認が必要なものについては住基カードがないと駄目なのですけれども、そこまで本人確認を求めない手続きについては、セキュリティのレベルの段階が設けられております。
- 委員 他に質問ございませんでしょうか。では答申をまとめたいと思います。情報公開請求にあたり、請求者や請求内容等を電子申請受付事務により電子計算機処理することで、現行の来庁、郵送、ファクシミリでの請求方法に比べ、当該事務の迅速・効率的な実施が可能となることから、市民サービスの向上が図れ、公益に資するものであると認められます。また、個人情報保護の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては妥当としたいと思います。よろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

⑥住民基本台帳ファイルへの情報項目の追加・住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価について

市民参画推進局参画推進部区政振興課から、住民基本台帳ファイルへの情報項目の追加・住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）及び条例第 33 条（審議会）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 一度に説明がなされて分かりにくかったかもしれませんが、実は二つの内容に分かれています。ですから諮問書も二つに分かれています。まず一つは、住民基本台帳ファイルへの情報項目の追加ということで、個人番号

法による個人番号等に係る情報が住民基本台帳ファイルへ追加されるということですが、この点について承認いただきたいということですが、これにつきましてご質問ございませんでしょうか。一つずつ片付けていきたいと思えます。まず、この個人番号法の施行に伴う個人番号に関わる情報を住民基本台帳ファイルへ追加するという点についてですけれども、それについては個人番号の通知や個人番号カードの交付等を円滑かつ効率的に実施するためにも、個人番号に関わる情報の追加というものが必要と認められるということですが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それではこの点につきましてはご承認いただきました。次に二つ目の点につきましては、個人番号保護について、行われる特定の事務ごとに実施機関が自主的に個人情報保護の観点から評価を行い、その評価をまとめたものが評価書になります。いろいろな評価の方法があるのですが、ここでは最も徹底した評価ということで全項目評価という形で行っており、そのまとめられた評価書がこの全項目評価書というものですけれども、この実施機関がまとめた評価書を、この審議会の中に設けられた点検部会でその内容が適切かつ妥当であるかどうかということを検討いたしました。2月26日に点検部会を開催して、そこで検討し熱心にご審議いただいたのですが、その中で指摘されたのが先ほど説明ありましたが、評価書の中の3か所に文章表現上重複した表現がありましたので、そこを訂正したと、文章表現に係る形式的な誤りを訂正したということです。個人情報保護の観点から、リスク対策とか具体的な内容についてはご指摘いただかなかったということで、内容については妥当であると点検部会では結論いたしました。そして、その点検部会の結論では評価書は妥当であるということで、この全体審議会にお諮りしてご承認いただくというのが、二つ目の諮問内容になります。この点についてはいかがでしょうか。時間をかけて検討させていただき、点検に関わられた委員もいらっしゃいますが、補足することがありましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。技術的な側面からのご意見をいただき、いろいろご指摘いただきまして、点検部会として熱心にご審議いただき、結論としてはこの評価書は妥当であるということです。そのことについて全体審議会でもご承認いただけるということによろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員　この評価書の内容は妥当であるとの結論になったわけですが、実際の運用とは別問題ですので、実際の運用をされる際は、この評価書内容を確実に実行していただきたいと付言したいと思います。よろしくお願いたします。

それでは本日の6件の諮問案件について、すべて妥当であると結論いただきました。これもちまして、第67回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。